

協議 2

■ 登録申請に係る協議概要

項目		内容
申請区分		更新登録申請
運送主体	法人名	社会福祉法人 新潟太陽福祉会
	代表者名	理事長 丸田 秋男
	設立年月日	平成5年6月7日
	事務所名	①新潟東自閉症・知的障害支援センターおれんじぼーと ②新潟東自閉症・知的障害支援センターおれんじぼーと ふれあい支部 ③新潟東自閉症・知的障害支援センターおれんじぼーと あんかー支部
	事務所所在地	①新潟市北区太夫浜字下浜山675番地 ②新潟市東区船江町6番56号 ③新潟市東区松島2丁目4-7
法人の活動内容		(1)第一種社会福祉事業 障害者支援施設の経営、障害児入所施設の経営 (2)第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、移動支援事業、障害児通所支援事業の経営
登録申請（協議依頼）の経緯		福祉有償運送事業を今後も継続して行うため、更新登録を申請します。
運送を必要とする理由		障がい特性（知的障がい、身体障がい、自閉症スペクトラム障がい等）により、利用会員の単独での公共交通機関の利用が困難なため
運送の対象	対象者の態様	・知的障がい者 93名 ・その他 2名 計 95名 ※一部の対象者が重複で身体障がいを有する
	対象者の居住地	対象者はすべて新潟市を居住地としている。
形態等の運送	運送の区域	発地又は着地のいずれかが新潟市にある。
	複数乗車	複数の利用会員を同時に輸送することを想定している
使用車両	福祉車両・セダン車両 所有・持込み	セダン車両 10 台（法人所有） 計10 台 ※車検証により指針に沿った車両であることを事務局で確認済
	車両の表示等	すべて適正に表示されている
運転者の要件	免許種別、資格・講習	中型1種免許（国認定講習受講者） 7名 準中型1種免許（国認定講習受講者） 3名 計10名 ※運転免許証及び講習修了証により指針に沿った運転者であることを事務局で確認済
	過去2年間の免許停止	全員過去2年間に於いて免許停止を受けていない
	概ね70歳以下であること	全員70歳以下
	特例措置	

項目			内容
損害賠償措置	損害賠償限度額		すべての車両において対人・対物無制限
	免責要件		実施主体の法令違反が原因の事故について免責となっていない
	期間中の支払額制限		期間中の支払額に制限なし ※保険証書により指針に沿った損害賠償措置であることを事務局で確認済
運送の対価	運送の対価		距離制：走行1kmあたり120円 （生活保護世帯の対象者は1kmあたり60円）
	運送の対価以外の対価		派遣交通費：派遣地が北区・東区以外の場合、区の境から派遣地までの距離について、走行1kmあたり40円
	複数乗車の対価		複数乗車の場合は1運行1契約とし、料金（走行1キロあたり120円）を乗車人数で割る。（タクシー等の相乗りと同様に、複数乗っても1人に対する対価と同じにする）
管理運営体制	運行管理業務	運行管理責任者及び代務者の選任	選任されている
		指針に沿った運行管理業務が実施できるか	指針に沿った運行管理業務が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。
	整備管理業務	整備管理責任者の選任	選任されている
		指針に沿った整備管理業務が実施できるか	指針に沿った整備管理業務が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。
	事故対応	事故対応責任者の選任	選任されている
		指針に沿った事故に対する対応について教育指導を行い、事故発生時の対応について備えているか	指針に沿った対応が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。
	苦情対応	苦情処理責任者の選任	選任されている
		指針に沿った苦情の対応ができるような体制は整えているか	指針に沿った対応が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。
法令順守	欠格事由	1年以上の拘禁刑	役員全員が拘禁刑を受けていない
		登録の取消し	登録の取消しはを受けていない
輸送実績等	前年度実績	延利用件数（件）	901件（令和7年4月～令和8年3月の実績。以下同じ）
		延利用会員数（人）	914人
		実利用会員数月平均（人）	32人（前年度の月の実利用会員数月平均）
		運行距離数合計（km）	14,231km
		利用料金合計（円）	1,606,980円
	過去2年間における事故報告		なし
	過去2年間における苦情報告		なし